

加古川市石綿関連疾患リスク推定部会設置要綱

(趣旨)

第1条 加古川市石綿飛散事案対策委員会（以下「委員会」という。）は、令和2年度に加古川市立中学校において発生した石綿飛散事案（以下「石綿飛散事案」という。）の確認を行い、石綿飛散事案により石綿関連疾患に罹患する可能性のある者（以下「石綿ばく露関係者」という。）が石綿関連疾患に罹患するリスクを推定するため、加古川市石綿飛散事案対策委員会規則第9条第1項に基づき加古川市石綿関連疾患リスク推定部会（以下「リスク推定部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 リスク推定部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) その他、委員長が必要と認める者

(会議)

第3条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、リスク推定部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長又は部会長にリスク推定部会の会議の招集を求めることができる。

(検討事項)

第4条 リスク推定部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 石綿飛散事案における石綿飛散事実の確認
- (2) 石綿ばく露関係者における、石綿関連疾患発症リスクの推定
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(結果報告)

第5条 部会長は前条の検討結果について、委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 必要があると認めるときは、部会員以外の石綿ばく露関係者等にリスク推定部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 リスク推定部会の庶務は、建設部営繕課において総括し、及び処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、リスク推定部会において審議し、決定する。

附則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。